



福岡市政担当記者各位

令和4年9月22日  
環境局計画課

**「プラスチック製品回収モデル事業」10月1日(土)から回収品目を拡大!**


令和4年5月23日から実施している「プラスチック製品回収モデル事業」について、さらなる課題検証を進めるため、10月1日(土)から回収品目を拡大しますので、市民のみなさまへの周知・広報にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**1 回収品目の拡大内容**

【変更前】 市が指定した20品目のプラスチック製品

【変更後】 全てのプラスチック製品 (ただし、プラスチック製の容器包装を除く)

**対象品の条件**

- プラスチックのみでできているもの  
(※ プラスチック製の容器包装 (プラマーク  が付いているもの) は除く)
- 一辺の長さが50cm未満のもの

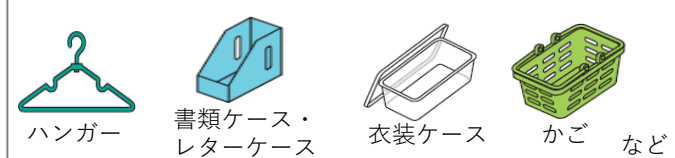
**対象品の例**

※下記以外のプラスチック製品も条件にあえば出すことができます。

**台所用品・風呂用品**



**収納用品**



**清掃用品**



**文房具**



**その他**



**2 回収場所・実施期間等 (変更ありません)**

- (1) 回収場所 下記公共施設の資源物回収ボックスに持ち込んでください。
  - ◇ 東区役所・城南区役所・早良区役所・西区役所 ◇ 西部出張所・入部出張所
  - ◇ 博多市民センター・南市民センター ◇ 中央体育館
- (2) 実施期間 令和5年3月31日まで※年未年始(12月29日～1月3日)は休み
- (3) 受付時間 午前9時～午後5時